平成２３年（フ）第３６号
佐賀県唐津市養母田57番地２、住民票上の住所佐賀県唐津市千々賀1295番地１
債務者　中島　文雄
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　染谷　悦之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３７７号
金沢市卯辰町ヌ４番地、従前の住所石川県かほく市七窪ヲ82番地２
債務者　辰村惠美子
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　林　　桜子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月26日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第５２５号
埼玉県越谷市大字袋山73番地
債務者　鈴木　よし
１　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　関　　昌央
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月27日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月20日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６４８号
さいたま市南区関２丁目８番23号、前住所埼玉県戸田市笹目２丁目18番地の４　奥墨荘
債務者　中山　善之
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池澤　幸一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月７日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２６９号
愛知県豊川市篠田町割塚121番地
債務者　原田　保之
１　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　池田　　至
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月13日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２２号
大分県佐伯市米水津大字竹野浦293番地２
債務者　福永　光明
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇都宮　妙
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月16日午後１時10分
５　免責意見申述期間　平成24年12月９日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第６１号
北海道網走郡美幌町字青山北38番地の１
債務者　輿石　栄子
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第６４号
山形県酒田市北里町５番34号
債務者　田林弥寿子
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第３０５号
群馬県高崎市上佐野町497番地11　サンクタス高崎ドリームコート613号
債務者　樺沢　知治
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３０６号
群馬県安中市松井田町松井田851番地１
債務者　吉澤美智子
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３０８号
群馬県安中市原市３丁目４番15号
債務者　櫻庭　順一
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３１９号
群馬県富岡市富岡870番地１
債務者　佐藤二三男
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２２号
群馬県高崎市田町141番地１　ラシーナ田町405号
債務者　片山　　宣
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２３号
群馬県高崎市田町141番地１　ラシーナ田町405号
債務者　片山かなえ（旧姓松本）
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３２６号
群馬県高崎市下小鳥町171番地５　アエラⅡＢ201号
債務者　柴田　直子
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第１３２３号
さいたま市緑区太田窪１丁目23番５号　白鷺ハイツＢ―202号
債務者　三浦　修子（旧姓柏谷）
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５９７号
埼玉県上尾市大字久保283番地　しらこばと団地13―102
債務者　中村　紀男
１　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係